

令和7年第4回取手市議会定例会提出予定議案説明記録【未校正】

実施年月日	令和7年11月27日
実施方法	オンライン会議システム「Zoom」

○市長（中村 修君） それでは、議案第48号から71号まで及び承認第5号の25件を一括して、提案理由をご説明申し上げます。議案第48号、取手市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例についてであります。本件につきましては、公職選挙法施行令の改正を踏まえ、市議会議員と市長の選挙における公費負担の限度額を国の選挙に準じた額に改めるため、本条例の一部を改正するものであります。

議案第49号、取手市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。本件につきましては、市議会議員の現行の報酬水準の妥当性に係る取手市特別職報酬等審議会の答申を踏まえ、令和8年度から市議会議員の報酬月額を引き上げるため、本条例の一部を改正するものであります。

議案第50号、取手市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例についてであります。本件につきましては、令和8年2月からスマホ市役所の本格的な運用を開始するに当たり、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律の規定を踏まえ、オンライン決済による手数料の納付などに関する規定を整備するほか、所要の整備を行うため、本条例の一部を改正するものであります。

議案第51号、取手市手数料条例の一部を改正する条例についてであります。本件につきましては、印鑑登録証明書の交付事務などについて、スマホ市役所からの申請等に対応する整備を行うため、本条例の一部を改正するものであります。

議案第52号、取手市印鑑条例の一部を改正する条例についてであります。本件につきましては、電気通信事業法が改正され、引用する条項の移動が生ずることに伴い、所要の整理を行うため、本条例の一部を改正するものであります。

議案第53号、取手市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例についてであります。本件につきましては、内閣府令で定められた基準を踏まえ、市が行う財政支援としての乳児等支援給付において、特定乳児等通園支援事業者に係る市長の確認基準を定めるため、新たに本条例を制定するものであります。

議案第54号、取手市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例であります。本件につきましては、児童福祉法等の一部を改正する法律による関連法令の改正に伴い、地域限定保育士に関する文言の追加などを行うため、関連する条例の規定を一括して改正するものであります。

議案第55号、取手市中小企業事業資金融資あつ旋条例の一部を改正する条例についてであります。本件につきましては、茨城県信用保証協会における市町村中小企業金融制度要項の改正に伴い、市があつせんする振興金融・自治金融の保証期間の最長限度を延長す

るため、本条例の一部を改正するものであります。

議案第 56 号、取手市建築物における駐車施設の附置等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。本件につきましては、駐車場法施行令の改正に伴い、共同住宅における荷さばきのための駐車施設の設置義務に係る基準の創設など、国の基準に準じた対応を講じるため、本条例の一部を改正するものであります。

議案第 57 号、取手市立体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてであります。本件につきましては、旧取手第一中学校体育館とグラウンドを新たに体育施設として管理することに伴い、当該施設の名称、利用日、利用時間と使用料の額を定めるほか、所要の整備を行うため、本条例の一部を改正するものであります。

議案第 58 号、取手市立学校体育施設の開放に関する条例の一部を改正する条例についてであります。本件につきましては、市内小中学校の体育館と武道場に空調設備を設置することに伴い、空調設備の使用料について新たに定めるため、本条例の一部を改正するものであります。

議案第 59 号、取手市火災予防条例の一部を改正する条例であります。本件につきましては、林野火災予防の実効性を高めるための規定の追加と、消費熱量が小さいサウナ設備に係る基準の創設に伴い、所要の改正を行うため、本条例の一部を改正するものであります。

議案第 60 号、市道路線の認定についてであります。本件につきましては、開発行為により市に帰属した道路について、当該路線を市道として認定するため、議会の議決を求めるものであります。

議案第 61 号、指定管理者の指定についてであります。取手市立市民会館と取手市立福祉会館につきましては、公益財団法人取手市文化事業団による指定管理の期間が令和 7 年度末で満了となります。令和 8 年度からの指定管理者について、選定委員会による慎重な審査の結果、引き続き同事業団を指定管理者として指定したく、地方自治法の規定により議会の議決を求めるものであります。

続いて、議案第 62 号から第 66 号まで、指定管理者の指定について一括してご説明申し上げます。取手市立老人福祉センター及び障害福祉センターあけぼの、取手市立老人福祉センターさくら荘、取手市立障害者福祉センターツツジ園、取手市立障害者福祉センターふじしろ、取手市立こども発達センター、取手市立介護予防拠点施設、いきいきプラザ、げんきサロン戸頭西、げんきサロン稻、げんきサロン藤代につきましては、社会福祉法人取手市社会福祉協議会による指定管理の期間が令和 7 年度末で満了となります。令和 8 年度からの指定管理者について、選定委員会による慎重な審査の結果、引き続き同協議会を指定管理者として指定したく、地方自治法の規定により議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第 67 号、指定管理者の指定についてであります。取手市立特別養護老人ホームふれあいの郷、取手市立老人福祉デイサービスセンターふれあいの郷につきましては、社会福祉法人取手市社会福祉事業団による指定管理の期間が令和 7 年度末で満了となります。令和 8 年度からの指定管理者について、選定委員会による慎重な審議の結果、引き続

き同事業団を指定管理者として指定したく、地方自治法の規定により議会の議決を求めるものであります。

議案第 68 号、指定管理者の指定についてであります。取手市立取手グリーンスポーツセンターにつきましては、T A C H B S アクアライフグループ共同事業体による指定管理の期間が令和 7 年度末で満了となります。令和 8 年度からの指定管理者について一般公募を行った結果、二つの事業者から申請がありました。選定委員会による慎重な審査の結果、日本スポーツ振興協会グループが候補者として選定されたことから、同グループを指定管理者として指定したく、地方自治法の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第 69 号、令和 7 年度取手市一般会計補正予算（5 号）についてであります。補正予算の規模は、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ 5 億 7,513 万 5,000 円を増額し、予算総額を 530 億 5,282 万 7,000 円とするものであります。補正予算の主な内容は、大きく 3 点ございます。1 点目は、扶助費の増額であります。利用者数の増加などに伴い、障害者自立支援給付費や、障害児通所給付費などの扶助費を増額いたします。2 点目は、市内小中学校への電子黒板整備であります。文部科学省が策定した「学校の I C T 環境整備 3 力年計画」において、小中学校の電子黒板等の大型提示装置の設置が求められていることから、市内小中学校の特別教室に 6 台ずつ、電子黒板を整備いたします。3 点目は、令和 8 年 4 月 1 日から開始する業務について、事前に契約等の準備が必要となるため、債務負担行為を設定するものであります。第 3 表、債務負担行為補正におきまして、J E T プログラムコーディネーター業務委託など 15 件を追加しております。

議案第 70 号、令和 7 年度取手市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）についてであります。補正予算の規模は、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ 1 億 107 万 9,000 円を増額し、予算総額を 41 億 6,177 万 3,000 円とするものであります。主な補正内容につきましては、後期高齢者医療保険料が、当初推計を上回る見込みによる増額、令和 6 年度後期高齢者医療療養給付費の負担金の確定に伴う医療給付費の納付金の増額を計上しております。

議案第 71 号、令和 7 年度取手市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）についてであります。補正予算の規模は既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ 5 億 217 万 5,000 円を増額し、予算総額を 101 億 4,517 万 2,000 円とするものであります。主な補正内容につきましては、居宅介護サービス給付費、施設介護サービス給付費の増額を計上しております。

最後に、承認第 5 号、損害賠償の額を定め和解することについての専決処分の承認について、ご説明申し上げます。本件につきましては令和 7 年 8 月 11 日、午後 7 時頃、取手市立取手小学校において敷地内の樹木が倒れ、隣接する相手方所有の住宅の屋根に接触して、当該住宅の一部が損壊したことを受け、その修繕費として、損害賠償額を定め和解することについて、地方自治法の規定に基づき、専決処分を報告し、議会の承認を求めるものであります。以上、25 件の提出予定議案につきまして、提案理由をご説明申し上げました。詳細につきましては、担当部長から説明させていただきますので、よろしくお願ひをいたします。

○総務部長（吉田文彦君） 総務部、吉田です。これから令和 7 年第 4 回定例会に送付さ

せていただきました議案につきまして、それぞれの所管部長から説明をさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、議案第 48 号、取手市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例についてであります。本件につきましては、公職選挙法施行令が改正されたことを踏まえ、市議会議員及び市長の選挙における公費負担の限度額を国の選挙に準じた額に改めるため、本条例の一部を改正するものであります。具体的には、ビラ作成費につきましては、現在 1 枚当たり 7 円 73 銭としているところ 8 円 38 銭に、また、ポスター作成費について、1 枚当たり、印刷費を 541 円 31 銭としているところ、586 円 88 銭に、それぞれ増額するものでございます。

次に、議案第 49 号、取手市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。本件につきましては、市議会議員の現行の報酬水準の妥当性に係る取手市特別職報酬等審議会の答申を踏まえ、令和 8 年度から、市議会議員の報酬月額を引き上げるため、本条例の一部を改正するものです。議員報酬の額につきましては、平成 6 年 10 月に現行の報酬の見直しが行われて以来、約 30 年にわたって同審議会が開催されておりませんでした。このことについて、令和 6 年 7 月 1 日付で議長から市長に対し、同審議会を開催して、取手市議会議員の現行の報酬水準の妥当性について検証を求める依頼がありました。これを受けまして、令和 6 年 11 月以降、計 4 回にわたり、同審議会が開催され、審議検証が行われた結果、本年 6 月に最終的な答申として、報酬額を引き上げることが、適当であるとの結論に至ったものでございます。具体的な報酬額でございますが、議員の報酬月額について、答申の内容を踏まえ、議長は、現行の 49 万 4,000 円を 53 万 7,000 円に、副議長は現行の 44 万 4,000 円を 48 万 1,000 円に、議員は現行の 41 万 1,000 円を 44 万 8,000 円に引き上げるものであります。

続きまして、議案第 50 号、取手市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例についてです。本件につきましては、令和 8 年 2 月からスマート市役所の本格的な運用を開始するに当たり、通信、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律の規定を踏まえ、条例の規定を整備するものです。主な改正内容としましては、現在の法律の名称を踏まえた条例の名称の変更、オンライン決済による手数料等の納付に関する規定の追加、オンラインで申請等を行う際の添付書面等の省略に関する規定の追加などとなります。

続きまして、議案第 51 号、取手市手数料条例の一部を改正する条例についてです。本件につきましても、令和 8 年 2 月からスマート市役所の本格的な運用を開始するに当たり、必要な改正を行うものです。改正内容としましては、コンビニエンスストアに設置された多機能端末機による交付に対応している証明書等について、現在は、窓口交付または多機能端末機による交付の手数料のみを定めていることから、今後、スマート市役所からの申請が可能となった場合にも対応できるよう規定を改めるものです。対象となる手数料は、印鑑登録証明書交付手数料、住民票の写しまたは除票の写しの交付手数料、所得及び資産に関する証明手数料であります。

次に議案第 52 号、取手市印鑑条例の一部を改正する条例です。本件につきましては、

電気通信事業法が改正され、引用する条項の移動が生じることに伴い、所要の整理を行うため、本条例の一部を改正するものです。総務部所管は以上となります。

○こども部長（助川直美君） こども部、助川です。議案第 53 号、取手市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例について御説明いたします。令和 6 年 6 月に成立した子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律により、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず、時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付として、乳児等通園支援事業、いわゆる、こども誰でも通園制度が創設されました。子ども・子育て支援法第 54 条の 3 において準用する同法第 46 条第 3 項の規定に基づき、特定乳児等通園支援事業を実施する上で、利用定員や運営に関する基準を定めており、事業者は、この基準に従い乳児等通園支援を提供しなければなりません。利用定員に関する基準については、一時間当たりの利用定員を定めるとともに、開所日数・時間、その他の事情を考慮した、一月当たりの利用定員を定めることとしています。運営に関する基準については、事業を実施するに当たっての面談や支払いに関する事項、提供の記録、運営規定など、実際に事業を行う際の事項が定められているほか、緊急時の対応や虐待等の禁止、秘密保持、事故発生の防止及び発生時の対応など、利用乳幼児の心身の安全に関する事項なども規定されます。なお、乳児等通園支援事業者は、これらの基準を満たしているかどうか、法第 54 条の 2 に定めるところにより、市の確認を受けることができ、確認を受けた事業者については、特定乳児等通園支援事業者として法第 30 条の 12 の乳児等支援給付費を受けることができます。

続きまして、議案第 54 号、取手市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例についてです。児童福祉法等の一部を改正する法律により、保育所等の職員による虐待に関する通報義務等を創設するとともに、国家戦略特別区域法に基づく、国家戦略特別区域内に限り認められている地域限定保育士制度を一般制度化する改正が行われました。また、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令により、母子保健法に基づく、乳幼児の健康診査の内容が、保育所等の健康診断の全部または一部に相当すると認められるときは、当該健康診断の全部または一部を行わないことができるとしています。この場合において、保育所等の長等は、乳幼児の健康診断の結果を把握しなければならないこととされています。これらの改正に伴い、地域限定保育士に関する文言の追加を行うとともに、改正により、移動が生じる児童福祉法の条項を引用している条例についての所要の整備等を行うほか、利用乳幼児の健康診断等について定める規定を整備するため、関係する条例の規定を一括して改正するものです。こども部からは以上となります。

○まちづくり振興部長（森川和典君） まちづくり振興部、森川です。議案第 55 号、取手市中小企業事業資金融資あつ旋条例の一部を改正する条例について御説明いたします。市では、取手市中小企業事業資金融資あつ旋条例を基に、市内の中小企業者に対する事業資金の融資と、これに関する保証をあつせんすることで、金融の円滑化を図っております。昨今の物価高や人件費の高騰など、中小企業者の資金繰りに対する影響が懸念される中で、茨城県信用保証協会では、事業者にとって有利な振興金融・自治金融の利用促進に向けて、

保証期間の最長限度を従来の7年から10年へ延長するものであり、令和8年4月1日より施行される予定となっております。これに伴い、本条例においても、茨城県信用保証協会で実施する市町村中小企業金融制度要項の改正内容と同様に、保証期間の最長限度を延長するため、本条例の一部を改正するものです。まちづくり振興部の説明は以上です。

○都市整備部長（浅野和生君） 都市整備部 浅野です。議案第56号、取手市建築物における駐車施設の附置等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。本条例は、取手駅周辺地区で定めている駐車場整備地区内において、都市交通の円滑化と安全の確保を図るため、一定規模以上の建築物の新築・増築等に際して、定められた数の駐車施設の設置を義務づけているものです。今般、近年のインターネットを介した取引の増加等による共同住宅への配送の増加などの社会情勢の変化を踏まえ、国において、共同住宅における荷さばき駐車施設の確保、車両の大型化への対応、公共交通の利用促進等を図るため、駐車場法施行令が改正されたことに伴い、当市においても、国の基準に準じた対応を講じるため、本条例の一部を改正するものであります。都市整備部からは以上であります。

○教育部長（飯竹永昌君） 教育委員会、飯竹です。議案第57号、取手市立体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてであります。本件につきましては、令和7年度において、旧取手第一中学校体育館耐震補強・大規模改修工事を実施しており、工事完了後の令和8年度から、旧取手市立取手第一中学校の体育館及びグラウンドについて、新たに体育施設として管理するため、本条例の一部の改正を行うものです。この改正において、旧取手第一中学校体育館を体育施設と位置づける施設名称を取手市立井野体育館としております。施設の利用日につきましては、毎週月曜日、月曜日が祝日に当たるときはその翌日、及び12月29日から翌年1月3日までの日を除く毎日としております。また、施設の利用時間については、体育館が午前9時から午後9時まで、グラウンドは午前9時から午後6時までとしております。体育館の使用料につきましては、団体利用において3時間当たり1,800円、個人利用としまして3時間当たり一般の方は300円、小学生及び中学生は140円、未就学児は無料とし、市内在住、在学または在勤以外の利用者は5割増ししております。また、グラウンドの使用料は無料しております。そのほか、条例中の文言の整理等を行うものです。

続きまして、議案第58号、取手市立学校体育施設の開放に関する条例の一部を改正する条例についてであります。本件につきましては、令和7年度において、市内小中学校の体育館及び中学校武道場に空調設備の設置が完了することに伴い、令和8年度から、学校体育施設の開放において、当該空調設備の使用が可能となることから、空調設備の使用料について、新たに定めるものです。1時間当たりの空調設備使用料につきましては、小学校体育館において、1,000円、中学校体育館では1,500円、中学校武道場では500円とするものです。教育委員会からの説明は以上となります。

○消防長（岡田直紀君） 消防本部の岡田です。議案第59号、取手市火災予防条例の一部を改正する条例について御説明させていただきます。初めに、近年のサウナブームを背景として、従来の浴場等の建物内に設置されたサウナ設備とは異なり、屋外に設置した狭

いテントや、たる型の形状をした木製のバレル型サウナの中に、消費熱量の小さい簡易的な放熱設備のサウナストーブを設置する事例が全国で増加しております。現行のサウナ設備の設置基準では、建物内に固定式のサウナストーブを設置することを想定した内容であるため、建築物や可燃物の物品との離隔距離について、現行の基準に当てはめた場合、テント型サウナやバレル型サウナへの設置が困難な場合があることから、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令が改正され、屋外に設置したテント型サウナまたはバレル型サウナで、まき、電気を熱源とした定格出力 6 キロワット以下のサウナストーブを設置するものについては、簡易サウナ設備として離隔距離を短くするなど、新たな基準を設けました。また、簡易サウナ設備以外のサウナ設備については、一般サウナ設備として、従来のサウナ設備の基準を適用することなど、必要な規定の整備を行うもので、本市においても当該省令基準に従い、同様の措置を講ずるほか、令和 6 年元日に発生した輪島市大規模火災を受けて、大規模地震時の電気火災対策が重要であるとされたことを踏まえ、住宅における火災の予防の推進として、地震時の通電火災を防ぐことを目的に、感震ブレーカーの普及促進が追加されました。さらに、令和 7 年 2 月に発生した岩手県大船渡市の林野火災を受け、総務省消防庁において開催された大船渡市林野火災を踏まえた消防防災対策の在り方に関する検討会の結果を受け、林野火災予防の実効性を高めることを目的として、条例中の火災に関する警報は、消防法に規定するものであることの明文化、市長は、林野火災の予防上注意を要すると認めるときに、林野火災注意報・警報の発令ができること。林野火災注意報・警報の発令中における屋外での火の使用の制限及び、市長はその対象となる区域を指定することができるなど、火災予防条例（例）の一部が改正され、引用している本市においても、改正内容を踏まえ、本条例の一部を改正するものでございます。消防本部からの説明は以上となります。

○建設部長（渡来真一君） 建設部、渡来です。議案第 60 号、市道路線の認定についてつきまして御説明いたします。本件につきましては、開発行為により市に帰属した道路、駒場 1 丁目 2 路線について、当該路線を市道として認定するため、議会の議決を求めるものです。議案書 1 ページの表と 2 ページの位置図・認定図を併せて御覧ください。今回の認定路線は、関東鉄道常総線寺原踏切から北に約 200 メートル進んだ右側に位置する路線です。市道 1-3250 号線、起点は駒場一丁目 3417 番 10、終点は駒場一丁目 3409 番 30、延長は 107.45 メートル、幅員は最大で 8 メートル、最小で 6 メートルです。次に、市道 1-3251 号線、起点は駒場一丁目 3416 番 33、終点は駒場一丁目 3419 番 7、延長は 27.87 メートル、幅員は最大で 7 メートル、最小で 6 メートルです。議案第 60 号、市道路線の認定についての説明は以上です。

○政策推進部長（斎藤嘉彦君） 政策推進部、斎藤です。続きまして、議案第 61 号、指定管理者の指定について説明します。市民会館及び福祉会館の管理運営は、指定管理制度により、令和 8 年 3 月 31 日まで公益財団法人取手市文化事業団が行っております。令和 8 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日までの 4 年間につきましても、取手市公の施設指定管理者選定委員会を 2 回開催し、面接審査を含む審議をした結果、コロナ禍など困難な環

境下での運営実績、利用団体との連携と活動支援、コスト面などから、公益財団法人取手市文化事業団が非公募の指定管理者候補者として適正と認められましたので指定するものです。以上です。

○健康福祉部長（彦坂 哲君） 健康福祉部、彦坂です。私からは、議案第 62 号、指定管理者の指定について御説明いたします。取手市立老人福祉センター及び障害者福祉センターあけぼの、取手市立老人福祉センターさくら荘につきましては、指定管理制度により、令和 7 年度末まで社会福祉法人取手市社会福祉協議会が管理運営を行っております。現指定管理者の指定管理期間は令和 7 年度末で満了となるため、令和 8 年度からの指定管理者の選定において、取手市公の施設指定管理者選定委員会による慎重な審査の結果、高齢者福祉施設・障害者福祉施設という観点から、施設利用者との信頼関係、職員の専門性、継続的な関わりが必要であることを理由とし、同協議会が非公募の指定管理者候補者として適正と認められ、委員会より答申されました。これを受け、指定管理者の指定について、地方自治法の規定により議会の議決を求めるものであります。議案第 62 号の説明は以上となります。

続きまして、議案第 63 号、指定管理者の指定についてであります。取手市立障害者福祉センター一つじ園につきましては、指定管理制度により、令和 7 年度末まで、社会福祉法人取手市社会福祉協議会が管理運営を行っております。現指定管理者の指定管理期間は令和 7 年度末で満了となるため、令和 8 年度からの指定管理者の選定において、取手市公の施設指定管理者選定委員会による慎重な審査の結果、当該施設は、障害者福祉施設という性質上、安定した経営基盤や、継続的な事業運営、施設利用者との信頼関係、職員の専門性が特に求められる施設であることから、同協議会が、非公募の指定管理者候補者として適正と認められ、委員会より答申されました。これを受け、指定管理者の指定について、地方自治法の規定により、議会の議決を求めるものであります。議案第 63 号の説明は以上となります。

続きまして、議案第 64 号、指定管理者の指定についてであります。取手市立障害者福祉センターふじしろにつきましては、指定管理制度により、令和 7 年度末まで社会福祉法人取手市社会福祉協議会が管理運営を行っております。現指定管理者の指定管理期間は令和 7 年度末で満了となるため、令和 8 年度からの指定管理者の選定において、取手市公の施設指定管理者選定委員会による慎重な審査の結果、当該施設は、障害福祉施設という性質上、安定した経営基盤や継続的な事業運営、施設利用者との信頼関係、職員の専門性が特に求められる施設であることから、同協議会が非公募の指定管理者候補者として適正と認められ、委員会より答申されました。これを受け、指定管理者の指定について、地方自治法の規定により議会の議決を求めるものであります。議案第 64 号の説明は以上となります。

○こども部長（助川直美君） こども部、助川です。続きまして、議案第 65 号、取手市立こども発達センターの指定管理者の指定について御説明いたします。取手市立こども発達センターの指定管理期間は、令和 4 年度から 7 年度までとなっており、今年度をもって現行の指定管理期間が満了となるため、令和 8 年度から 11 年度までの次期指定管理者の

選定を行いました。当該施設は、利用児童や保護者に対し、直接的なサービスを提供する施設であり、利用者との信頼関係はもとより、継続的な支援や職員の高い専門性が求められることなどから、選定方法を非公募として審査を行い、現在の指定管理者である社会福祉法人取手市社会福祉協議会が適正と認められました。これを受け、指定管理者の指定について、地方自治法の規定により議会の議決を求めるものであります。以上で議案第 65 号の説明を終わりとします。

○健康福祉部長（彦坂 哲君） 続きまして、健康福祉部、彦坂です。

議案第 66 号、指定管理者の指定について御説明いたします。取手市立介護予防拠点施設、いきいきプラザ、げんきサロン戸頭西、げんきサロン稻、げんきサロン藤代につきましては、指定管理制度により、令和 7 年度末まで、社会福祉法人取手市社会福祉協議会が管理運営を行っております。現指定管理者の指定管理期間は令和 7 年度末で満了となるため、令和 8 年度からの指定管理者の選定において、取手市公の施設指定管理者選定委員会による慎重な審査の結果、当該施設は、ボランティアの方々の協力を得ながら運営を行う高齢者の憩いの場であり、ボランティアと利用者の信頼関係の構築が特に重要視される施設であることを理由とし、同協議会が、非公募の指定管理者候補者として適正と認められ、委員会より答申されました。これを受け、指定管理者の指定について、地方自治法の規定により議会の議決を求めるものであります。議案第 66 号の説明は以上となります。

続きまして、議案第 67 号、指定管理者の指定についてであります。取手市立特別養護老人ホームふれあいの郷、取手市立老人福祉デイサービスセンターふれあいの郷につきましては、指定管理制度により、令和 7 年度末まで社会福祉法人取手市社会福祉事業団が管理運営を行っております。現指定管理者の指定管理期間は令和 7 年度末で満了となるため、令和 8 年度からの指定管理者の選定において、取手市公の施設指定管理者選定委員会による慎重な審査の結果、介護保険法に規定される介護老人福祉施設という観点から、専門的介護を継続することによる利用者との信頼関係が必要であることなどを理由とし、同事業団が非公募の指定管理者候補者として適正と認められ、委員会より答申されました。これを受け、指定管理者の指定について、地方自治法の規定により議会の議決を求めるものであります。議案第 67 号の説明は以上となります。

○教育部長（飯竹永昌君） 教育委員会、飯竹です。議案第 68 号、指定管理者の指定についてであります。取手市立取手グリーンスポーツセンターにつきましては、平成 18 年度から指定管理制度を導入してまいりました。現指定管理者の指定管理期間が令和 7 年度末で満了となるため、令和 8 年度からの指定管理者について一般公募を行いました。2 事業者から申請があり、選定委員会による慎重な審議の結果、新たに日本スポーツ振興協会グループが選定されたことから、当該団体を指定管理者として指定したく、地方自治法の規定により議会の議決を求めるものです。議案第 68 号の説明は以上となります。

○財政部長（田中英樹君） 財政部、田中です。議案第 69 号、令和 7 年度取手市一般会計補正予算（第 5 号）について御説明いたします。令和 7 年度一般会計 12 月補正予算案の概要の 1 ページを御覧ください。今回の補正予算の基本的な考え方ですが、大きく 3 点ございます。1 点目に、自立支援給付費等の扶助費の増額。2 点目に、市内小中学校への

電子黒板整備。3点目に、令和8年4月1日から開始する来年度の業務委託について、事前に契約等の準備が必要となるため、債務負担行為の設定を行うもの。

以上3つの考え方に基づき補正予算を計上いたします。中段にございます、1、補正予算の規模を御覧ください。今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ5億7,513万5,000円を増額し、予算総額を530億5,282万7,000円とするものです。続きまして補正予算の内容について御説明させていただきます。説明は、歳入、歳出、債務負担行為の順番で各担当部長から行います。歳入のうち、歳出に伴うものにつきましては、歳出の説明の際にあわせて御説明させていただきます。また今回、繰越し明許費の設定及び地方債の補正がございますが、歳出の補正に伴うものでありますので、そちらも歳出の説明の際に併せて御説明させていただきます。それでは、財政部所管の歳入歳出予算の補正内容をご説明申し上げます。

初めに歳入です。議案書の9ページを御覧ください。上段の19款、繰入金、2項、基金繰入金の財政調整基金繰入金は、今回の補正の財源調整により、1億9,357万7,000円を増額するものです。

続きまして、財政部所管の歳出を御説明いたします。10ページを御覧ください。2款、総務費、1項、総務管理費のうち、中段の市有財産管理に要する経費は、市が所有する土地に生育している樹木に病害虫、カシノナガキクイムシによる被害が確認されたことから、樹木病害虫被害対応業務委託料180万4,000円を計上しております。対象となる土地及び樹木は、医師会病院敷地内の13本となっております。なお、財源として、守谷市・利根町との2市1町の協定に基づき、費用の一部負担金を歳入に計上しております。守谷市・利根町からの負担金につきましては、議案書9ページ下段の21款、諸収入、6項、雑入の樹木病害虫被害対応負担金48万4,000円となっております。財政部所管は以上です。

○総務部長（吉田文彦君） 総務部、吉田です。続きまして、総務部所管についてご説明申し上げます。議案書は10ページ、2款、総務費、1項、総務管理費の会計年度任用職員等に要する経費につきまして御説明いたします。この予算は、各課で産前産後休暇や、育児休業を取得する職員が出た場合の代替職員の確保、障害者雇用、その年度の正職員、補充や突発的な業務繁忙等に対するための予算です。今年度は育児休業や産前産後休暇等を取得する職員が多く、その代替職員の人事費が当初のみ見込みより大幅に不足する状況です。これを踏まえ、今年度の執行見込額を算出した結果、事業費全体で2,144万2,000円の不足が見込まれるため、増額補正を行うものです。

続きまして、同ページ下段の災害対策に要する経費についてです。企業版ふるさと納税による寄附金を活用し、災害時の避難所における避難者のプライバシー及び快適な生活環境を確保するためのスクリーン型の避難所用パーティション60張を購入するため、備品購入費356万4,000円を補正するものです。なお本事業の財源として、企業版ふるさと納税寄附金300万円を充当しております。

続きまして、11ページを御覧ください。2款、総務費、3項、戸籍住民基本台帳費の戸籍・住民基本台帳事務に要する経費につきましては、戸籍のふりがなが法制化されたことにより、戸籍システムシステムに氏名の振り仮名を記録するために必要な機能を追加す

るための委託料として 381 万 2,000 円、出入国管理及び難民認定法等の一部改正に伴い、在留カードに住居地を記録する専用端末を設置するための備品購入費として 136 万 2,000 円を増額するものです。なお、この事業の財源として、歳入においては国庫補助金の社会保障税番号制度システム整備費補助金を 381 万 2,000 円、国庫委託金の中長期在留者住居地届出等事務委託金を 136 万 2,000 円計上しております。

続きましてその下段、住居表示に要する経費につきましては、取手駅北土地区画整理事業の町の区域変更に伴い、当該区域に住居表示盤の設置と、台帳整備の委託料として 148 万 9,000 円を増額するものです。総務部所管の説明は以上となります。

○健康福祉部長（彦坂 哲君） 健康福祉部、彦坂です。続きまして、健康福祉部所管の歳入歳出について主な内容をご説明申し上げます。

歳出についてご説明申し上げます。12 ページを御覧ください。3 款、民生費、1 項、社会福祉費、特定疾病療養者見舞金支給に要する経費は、市内在住の難病患者を対象に、見舞金として年額 2 万円を支給することにより、医療療養費及び保護者の負担を軽減するものであり、新規申請件数の増加に伴い、予算額を超える支出が見込まれることから、扶助費 126 万円を増額しております。なお、この歳出に伴う財源として、ふるさと取手応援基金 88 万円を充当しております。

続きまして、介護給付費等に関する経費は、障害福祉サービス利用者数が 1,045 人で、前年度 4 月から 9 月の同期間との比較で、91 人増加している状況にあり、これに伴い、予算額を超える支出が見込まれることから、扶助費で 3 億 1,040 万円、審査支払い手数料で 20 万 1,000 円を増額しております。この歳出増に伴う歳入として、国庫負担金 2 分の 1 の 1 億 5,520 万円、県負担金 4 分の 1 の 7,760 万円をそれぞれ増額しております。

続きまして、自立支援医療に関する経費は、障害者等の自立した日常生活及び社会生活を営むために必要な医療行為に対する支給制度であり、7 年度当初の受給者数より 3 人増加したことに伴い、予算額を超える支出が見込まれることから、扶助費で 1,146 万円を増額しております。この歳出増に伴う歳入として、国庫負担金 2 分の 1 の 573 万円、県負担金 4 分の 1 の 286 万 5,000 円をそれぞれ増額しております。

次に、13 ページを御覧ください。補装具費に関する経費は、身体障がい者の身体機能を補うための補装具費の支給を行うものであり、高額補装具の支給及び修理の申請が多いことで、当初予算を超える支出が見込まれることから、扶助費で 600 万円を増額しております。この歳出増に伴う歳入として、国庫負担金 2 分の 1 の 300 万円、県負担金 4 分の 1 の 150 万円をそれぞれ増額しております。

続きまして、地域生活支援事業に関する経費は、聴覚障害者等意思疎通支援事業において、手話通訳者派遣申請件数が、昨年度の同期間と比較して 1.7 倍の伸びで、30 件増加したことにより、委託料 90 万円を増額しております。この歳出増に伴う歳入として、国庫補助金 26 万 1,000 円、県補助金 12 万 6,000 円をそれぞれ増額しております。

続きまして、介護保険特別会計繰出金は、介護保険特別会計補正に伴い、6,366 万 8,000 円を増額しております。介護給付費の増などが主な理由となります。

続きまして、後期高齢者医療特別会計繰出金は、1,728 万 5,000 円を増額しております。

これは、市町村が負担することとされている茨城県後期高齢者医療広域連合の事業運営に係る共通経費の減額、令和6年度の後期高齢者医療療養給付費負担金が確定したことにより、不足額を納付するため増額するほか、後期高齢者の健康診査及び人間ドックの受診者数が当初想定を上回る見込みのため、事業費を増額するものです。なお、この歳出増に伴う歳入として、後期高齢者健康事業受託収入として、茨城県後期高齢者医療広域連合からの当事業に係る受託収入 712万3,000円を増額し、事業費の一部に対して交付される後期高齢者医療制度特別対策補助金を348万5,000円増額しております。

次に、14ページを御覧ください。3款、民生費、2項、児童福祉費、障害児通所給付費に要する経費は、児童発達支援や放課後デイサービスの利用者数が692人で、前年4月から9月の同期間との比較で41人増加している状況にあり、予算額を超える支出が見込まれることから、扶助費で1億500万円、審査支払い手数料で7万円を増額しております。この歳出増に伴う歳入として、国庫負担金2分の1の5,250万円。県負担金4分の1の2,625万円をそれぞれ増額しております。

次に15ページを御覧ください。3項、生活保護費、生活保護事務に要する経費は、生活保護システム改修委託料70万4,000円を計上しております。生活保護の統計業務である被保護者調査の調査項目が、令和8年度より変更となることに伴い、現在使用している生活保護システムの改修が必要なため計上するものです。この歳出に伴う歳入として、国庫補助金2分の1の35万2,000円を計上しております。

続きまして、生活保護に要する経費は、生活保護受給者の増加に伴い、扶助費5,000万円を増額しております。この歳出増に伴う歳入として、国庫負担金4分の3の3,750万円を増額しております。健康福祉部所管分についての御説明は以上となります。

○こども部長（助川直美君） こども部、助川です。続きまして、こども部所管について御説明いたします。補正予算書14ページを御覧ください。3款、民生費、2項、児童福祉費、妊婦のための支援に要する経費として545万円を増額しております。子ども・子育て支援法に、妊婦のための支援給付が創設され、令和7年度から施行となり、児童福祉法の妊婦等包括相談支援事業と効果的に組み合わせて、妊婦等の身体的精神的ケア及び経済的支援を実施しています。令和6年度までの出産子育て応援給付金の制度と比較して、支給対象者の拡大と支給時期の変更があったことから、上半期の支援給付が当初の見込みを超える実績となっていることを踏まえ、増額補正するものです。併せて、歳入に関しては8ページ、15款、国庫支出金、2項、国庫補助金、妊婦のための支援給付費補助金545万円です。国の補助率が10分の10であることから、歳出と同額の計上となります。

次に、再度14ページの下段、民間保育園運営に要する経費300万円の増額となります。この事業は、国の補助事業である民間保育園等における性被害防止対策のための設備等支援事業及び業務効率化推進事業、いわゆる民間保育園等におけるICT化支援事業となります。被害防止対策の支援といたしましては、民間保育園等で設置するパーティション、簡易扉、簡易更衣室等の設置による子どものプライバシー保護や、保護者からの確認依頼等に応えるための防犯カメラ設置等の経費を最大で一施設当たり7万5,000円助成するものです。また、ICT化支援といたしましては、保育士の業務負担軽減を図るため、保育

記録や保護者との連絡、子どもの登降園管理等の機能のあるシステム導入費用及び令和8年度新規事業の乳児等通園支援事業に対応するためのシステム導入費用の助成となります。併せて、歳入に関しては、8ページ、15款、国庫支出金、2項、国庫補助金、保育対策総合支援事業費補助金200万円です。補助率は国が2分の1、市及び事業者がそれぞれ4分の1ずつとなります。

次に、15ページ、保育所の管理運営に要する経費として977万円を増額しております。公立保育所における保育の質の維持継続を図るため、新規の産休・育休予定者が5名増加したことにより、代替職員の人工費として、今年度に不足が見込まれる分を計上するものです。なお、この歳出に伴う歳入では、雑入により、雇用保険料本人負担分として5万3,000円を計上しております。子ども部所管は以上となります。

○建設部長（渡来真一君） 建設部、渡来です。建設部所管の補正予算について御説明いたします。補正予算書16ページ中段です。7款、土木費、1項、土木管理費、道路管理に要する経費です。委託料として2,161万6,000円を計上しております。各委託の項目ごとに御説明いたします。草枝処分については、市民からの要望により、市職員による除草作業及び街路樹剪定作業の実施によって発生した草枝については、資材置場内に保管しておりましたが、要望が多くなり資材置場が狭小となってきたことから、草枝処分委託料として538万1,000円を計上しております。道路清掃については、近年の大雨や台風などの際の被害を想定した事前清掃の増加や、市政協力員からの要望による地区ごとの側溝清掃の実施により、予算が不足することが想定されることから、道路清掃委託料として470万円を計上しております。街路樹管理については、市道ののり面分の樹木の越境及び歩行者や車両の往来があり一般交通に支障を及ぼさないこと、倒木の恐れがある樹木の剪定要望があることから、街路樹管理委託料として248万円を計上しております。樹木伐採については、植栽から年数が経過し老木化したことにより、倒木の恐れが高くなっている街路樹の安全面などを考慮し、業者による樹木伐採委託料として368万5,000円を計上しております。街路樹抜根については、昨年度実施した西地区の街路樹の伐採により通行空間の確保ができましたが、現場には街路樹の根の部分が残っており、歩道の有効幅員を確保するため抜根を実施するための街路樹伐根委託料として、313万5,000円を計上しております。

最後に、ナラ枯れの原因となる昆虫、カシノナガキクイムシによる被害のあった街路樹等の樹木病害虫被害対応業務委託料として、223万5,000円を計上しております。

次に、16ページ下段から17ページ上段です。2項、道路橋梁費、街路灯の維持管理に要する経費です。修繕料として210万円を計上しております。防犯灯の修繕にかかる費用が、当初の予算より高額となり、また、単独柱の老朽化による撤去において、リース灯具の再設置の修繕が多くなっていることから、今後も、防犯灯の修繕を実施するに当たり、予算が不足することが想定されることから、計上しております。

次に、17ページ中段を御覧ください。3項、都市計画費、緑地等管理に要する経費です。ナラ枯れ対策の樹木病害虫被害対応業務委託料として、121万円を計上しております。今年度も現地調査を実施したところ、あけぼの市民緑地、山の坊緑地の2か所において、計27本の樹木でカシノナガキクイムシによる被害を確認いたしました。被害を受けた木

は、昨年同様、枯れてしまった樹木は伐採を行い、枯れていない樹木は表面を消毒し、被害の拡散を防ぐための保全措置を講じてまいります。

次に、その下の保存緑地・保存樹木等に要する経費です。保存樹木に指定されておりました野々井地区内、個人宅の「スダジイ」が枯死したため、樹木伐採及び処分に対する助成金として30万円を計上しております。なお、この事業の財源として全額、みどりの基金を充当しております。基金の歳入につきましては、9ページ中段、19款、繰入金に記載のとおりです。

次にその下の公園維持管理に要する経費です。ナラ枯れ対策の樹木病害虫被害対応業務委託料として、437万8,000円を計上しております。こちらにつきましても、さきに述べた内容と同様に、市内公園で発生したナラ枯れ被害樹木の対策を行うための費用です。今年度も現地調査を実施したところ、戸頭公園、宮ノ前ふれあい公園、ゆめみ野公園、井野公園、つつじ公園の5公園で計20本の被害が確認されていますので、伐採処理のほか、表面を消毒し保全措置を講じるなどの対応を進めてまいります。

次に、工事請負費です。市内事業者からの寄附金を活用し、ゆめみ野公園に時計2基を設置するため、公園施設工事費として242万円を計上しております。なお、この事業の財源の一部に、ふるさと取手応援基金を充当しております。基金の歳入につきましては、9ページ中段、19款、繰入金に記載のとおりです。建設部所管分の補正予算の説明は以上となります。

○消防長（岡田直紀君） 続きまして、消防本部、岡田からは、消防本部所管の補正予算について御説明いたします。補正予算書18ページ中段を御覧ください。8款、消防費、1項、消防費、職員の福利厚生に要する経費、121万8,000円の増額については、令和8年度に消防本部に採用を予定している男性消防職員3名が4月1日から勤務をするために必要となる制服や活動服などの被服一式を購入し貸与するため、消耗品費を増額補正するものでございます。消防本部所管の説明は以上です。

○教育部長（飯竹永昌君） 教育委員会、飯竹です。続きまして、教育委員会所管について御説明いたします。補正予算書18ページ下段を御覧ください。9款、教育費、1項、教育総務費、教育相談に要する経費、704万円を増額計上しております。いじめ問題専門委員会委員報酬において、重大事態調査報告書の完成に向け、委員会会議や報告書等作成等に要する時間が増えていることから、いじめ問題専門委員会委員の報酬を増額するものです。

次に、19ページ、2項、小学校費、小学校コンピューター整備に要する経費、5,058万円の減額を計上しております。初めに、タブレット端末設定委託料3,077万1,000円及び、備品購入費の児童用タブレット端末、6,180万9,000円につきましては、契約差金により減額するものです。また、電子黒板の購入費につきましては、文部科学省が策定した学校のICT環境整備3か年計画において、特別教室用として、電子黒板等の大型提示装置を各学校に6台整備することが示されたことから、各学校に整備するため、4,200万円を増額計上するものです。なお、これに伴う歳入としまして、県補助金の公立学校情報機器整備事業費補助金を351万9,000円減額、市債のデジタル活用推進事業債を3,780万円増額

計上しております。

次に、3項中学校費、中学校コンピューター整備に要する経費、3,796万3,000円の減額を計上しております。先ほどの小学校費と同様の理由により、タブレット端末設定委託料1,706万9,000円及び、次ページ、備品購入費の生徒用タブレット端末、3,889万4,000円について減額するものです。また、電子黒板の購入費につきましても、小学校費と同様の理由により、各学校に6台整備するため、1,800万円を増額計上するものです。これに伴う歳入としまして、県補助金の公立学校情報機器整備事業費補助金を591万4,000円減額、市債のデジタル活用推進事業債を1,620万円増額計上しております。なお、市内小中学校20校、各校6台の電子黒板の整備完了につきましては、令和8年度夏頃の予定となるため、補正予算書4ページのとおり、小学校費、中学校費とともに繰越明許費を設定しております。また併せまして、6ページ、第4表、地方債補正につきまして、デジタル活用推進事業の限度額を変更するものです。

続きまして、20ページ下段を御覧ください。6項、保健体育費、体育スポーツ・振興に要する経費、150万円を増額計上しております。内容としましては、国際大会、全国大会、関東大会に出場する個人・団体に対するスポーツ大会出場奨励金に不足が見込まれることから計上するものです。なお、この財源として、ふるさと取手応援基金繰入金から105万円を充当しております。

続きまして、21ページ、取手グリーンスポーツセンター管理運営に要する経費225万5,000円を増額計上しております。TAC取手グリーンスポーツセンター敷地内にナラ枯れの樹木が10本発見されました。このため、伐採及び薰蒸処理6分、消毒処理4本の費用として、樹木病害虫被害対応業務委託料を計上しております。教育委員会所管の説明は以上となります。

○政策推進部長（斎藤嘉彦君） 政策推進部、斎藤です。続きまして、政策推進部所管について御説明いたします。補正予算書20ページ、9款、教育費、5項、社会教育費のアートのあるまちづくり推進に要する経費、取手アートプロジェクト事業運営補助金として100万円の増額を計上しております。キリンビール株式会社寄附活動の「市区町村が取り組む「人と人とのつながりをつくり、地域コミュニティを元気にする活動」に対する寄附公募」におきまして、取手アートプロジェクト実行委員会が今年度実施する、大空たこプロジェクトに御寄附を頂けることとなったため、取手アートプロジェクト事業運営補助金を100万円増額するものです。なお、キリンビール株式会社による寄附金は令和8年度に納付されることから、令和8年度当初予算の歳入に計上することとしております。補正予算の歳出に関する説明は以上となります。

○総務部長（吉田文彦君） 総務部、吉田です。続きまして、補正予算書5ページを御覧ください。第3表、債務負担行為補正について、各所管部長より説明いたします。初めに、総務部所管でございます。1段目の公的認証サービス使用料は、スマホ市役所において、マイナンバーカードを使用した本人認証を行えるようにするための使用料で、令和8年度のサービス使用に係る債務負担行為を設定するものであります。限度額は53万4,000円です。

次にその下段、決済代行サービス使用料は、スマート市役所においてキャッシュレス決済を行えるようにするための使用料で、令和8年度のサービス使用に係る債務負担行為を設定するものであります。限度額は17万8,000円です。

次にその下段、証明書等窓口交付キャッシュレス決済代行サービス手数料は、令和8年3月31日まで契約している各窓口に設置したキャッシュレス端末機器を通した——失礼しました。キャッシュレス端末を通して収納した手数料のキャッシュレス決済による代理納付業務を令和8年4月1日以降も継続するため、債務負担行為を設定するものであります。限度額は35万3,000円です。

次に、その下段、証明書等自動交付サービス手数料は、コンビニエンスストア等の多機能端末機を使用した証明書等交付業務を令和8年度4月1日以降も継続するため、債務負担行為を設定するものであります。限度額は438万8,000円です。総務部所管の説明は以上となります。

○健康福祉部長（彦坂 哲君） 健康福祉部、彦坂です。続きまして、健康福祉部所管の債務負担行為補正について、ご説明申し上げます。5ページ、第3表、債務負担行為補正を御覧ください。5段目、障害者福祉センター一つじ園指定管理料、6段目、障害者福祉センターふじしろ指定管理料、7段目、老人福祉センター・障害者福祉センターあけぼの指定管理料、8段目、特別養護老人ホーム・老人デイサービスセンターふれあいの郷指定管理料、9段目、老人福祉センターさくら荘指定管理料、10段目、いきいきプラザ・げんきサロン戸頭西・げんきサロン稻・げんきサロン藤代指定管理料の6件につきましては、議案第62号から議案第64号及び議案第66号、議案第67号に関連して、協定等に基づく指定管理経費について、令和7年度から令和11年度までの期間で債務負担行為を設定するものです。健康福祉部所管分については以上となります。

○こども部長（助川直美君） こども部、助川です。続きまして、取手市立こども発達センター管理運営業務委託となります。令和7年度から11年度までの期間で、こども発達センター指定管理料の債務負担行為を設定するものです。こども部所管は以上となります。

○まちづくり振興部長（森川和典君） まちづくり振興部、森川でございます。続きまして、まちづくり振興部所管の債務負担行為について御説明いたします。観光協会補助金でございますが、本市の観光事業の推進を図るため、観光協会の実施する事業に対して補助を行っているものでございます。観光協会の実施事業で、例年8月に開催されます取手利根側花火につきましては、開催に伴う準備や、各関係機関との調整が増加していることから、十分な準備期間を設けるため、債務負担行為を設定し、早期の事業着手を可能とするものでございます。設定期間は令和7年度から令和8年度、限度額は5,625万9,000円となっております。まちづくり振興部所管の説明は以上です。

○教育部長（飯竹永昌君） 教育委員会、飯竹です。教育委員会所管の債務負担行為補正について御説明いたします。先ほど説明のありました市観光協会補助金の下、JETプログラムコーディネーター委託料についてです。期間は令和7年度から令和8年度、限度額1,666万3,000円となります。現在、英語指導助手、いわゆるALTについては、14名を業務委託により市内小中学校に配置しております。また、これとは別に、英語スペシャリ

スト教員を山王小学校に配置しているところです。これを拡大し、令和8年度から国の事業であるJETプログラムを活用し、英語スペシャリスト教員を配置している山王小学校を除く市内の全ての公立小中学校にALTを配置することを検討しております。このJETプログラムとは、外国の青年を日本各地の学校や自治体に招致し、子どもたちの英語力の向上及び英語教育の充実、国際交流の推進を目的とするものであり、国が派遣及び財政支援等を行う事業です。このJETプログラムにより配置するALTの活用管理、指導、研修、生活全般の支援を行うためのJETプログラムコーディネーター業務について、早期にALTの配置を円滑に進めるため、契約の準備行為を行うために債務負担行為を設定するものです。次に、表の最下段、グリーンスポーツセンター指定管理料についてです。限度額については、協定等に基づく指定管理経費となります。議案第68号に関連して、令和7年度から令和12年度までの期間で債務負担行為を設定するものです。教育委員会所管の債務負担行為については、説明は以上となります。

○政策推進部長（齋藤嘉彦君） 政策推進部、齋藤です。続きまして、下から2段目、市民会館・福祉会館指定管理料について、現在の指定管理期間が今年度末で満了するため、議案第61号、指定管理者の指定に併せて、令和7年度から令和11年度までの期間で債務負担行為を設定するものです。議案第69号、一般会計補正予算の説明は以上となります。

○健康福祉部長（彦坂 哲君） 健康福祉部、彦坂です。続きまして、議案第70号、令和7年度取手市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、ご説明申し上げます。補正予算の規模は、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億107万9,000円を増額し、予算総額を41億6,177万3,000円とするものです。まず歳入から御説明いたします。議案書4ページを御覧ください。1款1項、後期高齢者医療保険料は、保険料の収納が当初予算額を上回る見込みのため、8,379万4,000円を増額するものです。その下、3款、繰入金、1項、一般会計繰入金は、一般会計の歳出で御説明した後期高齢者医療特別会計繰出金を繰り入れるもので、この後、御説明させていただく歳出の財源として、それぞれ補正するものです。

続きまして、歳出について御説明いたします。5ページを御覧ください。1款、総務費、1項、総務管理費、後期高齢者健診事業委託料は、健康診査の受診者数が当初想定を上回る見込みのため、786万4,000円を増額するものです。その下、後期高齢者医療広域連合市町村負担金は、市町村が負担することとされている茨城県後期高齢者医療広域連合の事業運営に係る共通経費が減額されたため、831万5,000円を減額するものです。その後、後期高齢者人間ドック検診助成金は、人間ドックの受診者数が当初想定を上回る見込みのため、196万円を増額するものです。

続きまして、2款、1項、後期高齢者医療広域連合納付金の保険料納付金は、歳入で御説明いたしました保険料の増額と同額の8,379万4,000円を増額するものです。

その後、医療給付費納付金（過年度）は、令和6年度の後期高齢者医療療養給付費負担金の確定に伴い、不足額を納付するため、1,577万6,000円を計上するものです。

議案第70号、令和7年度取手市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についての御説明は以上となります。

続きまして、議案第 71 号、令和 7 年度取手市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）について、ご説明申し上げます。既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 5 億 217 万 5,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を 101 億 4,517 万 2,000 円とするものです。

まず、歳入から御説明いたします。5 ページを御覧ください。3 款、国庫支出金、1 項、国庫負担金の介護給付費負担金は、9,125 万円を増額しております。

続きまして 2 項、国庫補助金の介護保険事務処理システム改修事業補助金は 13 万 2,000 円を計上しております。4 款、支払基金交付金、1 項、支払基金交付金の第 2 号被保険者保険料は 1 億 3,527 万円を増額しております。次に 5 款、県支出金、1 項、県負担金の介護給付費負担金は、7,157 万 5,000 円を増額しております。次に 7 款、繰入金、1 項、一般会計繰入金の介護給付費繰入金は、6,262 万 5,000 円を増額しております。

続きまして、その下、事務費等繰入金は 104 万 3,000 円を増額しております。続きまして、2 項、基金繰入金の介護給付費準備基金繰入金は、1 億 4,028 万円を増額しております。なお、これらの歳入を歳出の各事業に財源として充当しております。

続きまして、歳出について御説明いたします。6 ページを御覧ください。1 款、総務費、1 項、総務管理費の介護保険事務に要する経費について御説明いたします。令和 7 年度税制改正に伴う介護保険料の算定方法の見直しのため、介護保険システムの改修費用として 26 万 4,000 円を計上しております。なお、この事業の財源として、さきに歳入で述べましたとおり、国庫支出金の介護保険事務処理システム改修事業補助金を 13 万 2,000 円計上しております。

次に 3 項、介護認定審査会費の認定調査等に要する経費について御説明いたします。居宅介護支援事業者、介護認定調査委託料は、遠方に滞在中の方の介護認定調査を、滞在先の居宅介護支援事業所に委託するものです。遠方からの介護認定申請件数の増加に伴い、91 万 1,000 円を増額しております。

次に、7 ページを御覧ください。2 款、保険給付費、1 項、介護サービス等諸費を御説明いたします。居宅介護サービス給付費に要する経費は、要介護認定を持つ利用者の増加のため、給付費が当初見込みより増えることが予想されるため、2 億 6,200 万円を増額しております。

続きまして、地域密着型介護サービス給付費に要する経費になります。こちらも要介護認定を持つ利用者の増加により、給付費が当初見込みより増えることが予想されるため、860 万円を増額しております。

続きまして、施設介護サービス給付費に要する経費になります。こちらは、施設利用者の増加により給付費が当初見込みより増えることが予想されるため、1 億 7,900 万円を増額しております。

続きまして 8 ページを御覧ください。居宅介護サービス計画給付費に要する経費は、居宅介護支援事業所が要介護認定者に対し、居宅介護サービス計画を作成したときの介護サービス給付費となります。こちらも利用者の増加により、3,000 万円を増額しております。

次に 2 項、介護予防サービス等諸費の介護予防サービス給付費に要する経費になります。こちらも、要支援認定を持つ利用者の増加により、1,700 万円増額しております。

次に9ページを御覧ください。3項、その他の諸費を御説明いたします。審査支払い手数料に要する経費は、介護保険の適正な給付のための審査及び支払いを茨城県国民健康保険団体連合会に依頼する手数料となります。こちらは、審査件数の増加に伴い、40万円を増額しております。

次に、4項、高額介護サービス等費を御説明いたします。高額介護サービス費に要する経費は、介護サービスを利用した際の自己負担額が一定額を超えて高額となったときに、超えた分を支給するものです。支給対象者の増加に伴い、400万円を増額しております。

最後に、債務負担行為の設定について御説明いたします。戻りまして、3ページ、第2表、債務負担行為を御覧ください。いきいきプラザ、げんきサロン戸頭西、げんきサロン稻、げんきサロン藤代指定管理料につきましては、議案第66号に関連して、協定等に基づく指定管理経費について、令和7年度から令和11年度までの期間で債務負担行為を設定するものとなります。議案第71号、令和7年度取手市介護保険特別会計補正予算（第2号）についての御説明は以上となります。

○教育部長（飯竹永昌君） 教育委員会、飯竹です。承認第5号、損害賠償の額を定め和解することについての専決処分の承認について、ご説明申し上げます。令和7年8月11日午後7時頃、取手市立取手小学校において敷地内の樹木が倒れ敷地外に越境し、隣接する相手方所有の住宅の屋根に接触して当該住宅の一部が損壊したことを受け、その修繕費として148万5,000円を賠償し和解するものです。なお、本件につきましては、相手方の損害を早期に回復するため、地方自治法の規定に基づき、専決処分・報告し、議会の承認を求めるものでございます。承認第5号についての説明は以上となります。

以上をもちまして、令和7年第4回取手市議会定例会に提出させていただく各議案につきましてのオンライン説明を終了とさせていただきます。各議案につきまして、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。